

令和8年7月以降の医療費の支払い方法について

【こども医療費など福祉医療制度※との併用が開始になりました】

※ 高齢期移行、重度障害者・高齢重度障害者、こども、ひとり親家庭等医療費助成制度

小児慢性特定疾病医療費助成は、自己負担額がこども医療費などの医療費助成と同等以下の額に神戸市独自に引き下げているので、ほとんどの場合、併用は必要ありません。今まで通り、小児慢性特定疾病医療受給者証のみをご利用ください。

小児慢性特定疾病医療費助成
(自己負担上限額 800 円/月)



病院 800 円



薬局 0 円

=

どちらも月 800 円

こども医療費助成

(自己負担上限額 400 円/1 医療機関等ごとに月 2 回まで)



病院 400 円



薬局 400 円

医療費の払い戻し（償還払い）が可能な場合について

以下の場合、小児慢性特定疾病医療費助成の自己負担額よりも、各福祉医療費助成の自己負担額が低くなりますので、令和8年7月以降の受診について医療費の払い戻し（償還払い）が可能です。

(1) 月 1 回、1 医療機関にのみ通院した場合（薬の処方なし）：400 円/月分、こども医療費で払い戻し

小児慢性特定疾病医療費助成
(自己負担上限額 800 円/月)



病院 800 円

こども医療費助成

(自己負担上限額 400 円/1 医療機関等ごとに月 2 回まで)



病院 400 円

償還払い

(2) ①～④に該当する場合：最大 800 円/月分、福祉医療制度で払い戻し

① 0～2 歳の方（こども医療費の自己負担額が 0 円）

② 0～18 歳の方が入院をした場合（こども医療費の自己負担額が 0 円）

③ 重度障害者医療費助成の重症心身障害児（者）の方（重度障害者医療費助成の自己負担額が 0 円）

④ 重度障害者医療費助成またはひとり親家庭等医療費助成の受給者が連続した 3 か月において、入院がある場合の、4 か月目以降の入院（4 か月目以降の自己負担額が 0 円）

(例)



【医療費の払い戻しの方法】 便利なオンライン申請をご利用ください。

お住まいの区の区役所・支所の保険年金医療課の窓口でも申請できます。

▶ 詳しくは、神戸市ホームページをご覧ください。

【必要書類】

神戸市 医療費助成 払い戻し

検索



○医療費の領収書

○小児慢性特定疾病医療費助成の自己負担額上限額管理票

○その他 神戸市「医療費の払い戻し」ホームページに記載の必要書類

～医療費の払い戻しについてのお問い合わせはお住いの区役所・支所まで～【市外局番 078】

東灘区役所	保険年金医療課介護医療係	TEL:841-4131	FAX:841-5749
灘区役所	保険年金医療課介護医療係	TEL:843-7001	FAX:843-7014
中央区役所	保険年金医療課介護医療係	TEL:335-7511	FAX:335-5467
兵庫区役所	保険年金医療課介護医療係	TEL:511-2111	FAX:511-2295
北区役所	保険年金医療課介護医療係	TEL:593-1111	FAX:593-1453
長田区役所	保険年金医療課介護医療係	TEL:579-2311	FAX:579-2339
須磨区役所	保険年金医療課介護医療係	TEL:731-4341	FAX:735-9528
北須磨支所	保険年金医療課介護医療係	TEL:793-1212	FAX:796-0528
垂水区役所	保険年金医療課介護医療係	TEL:708-5151	FAX:705-1481
西区役所	保険年金医療課介護医療係	TEL:940-9501	FAX:990-2516

小児慢性特定疾病医療費助成についての問い合わせ先

神戸市こども家庭局家庭支援課

TEL: 078 - 322-6513